

平成24年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では平成20～22年度に再評価を実施した事業のフォローアップ報告を行った。

1 日 時 平成24年7月10日（火） 午後1時30分～4時00分

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階「祇園」

3 出席者

(1) 委員

小林委員長、荒川副委員長、大山委員、葛城委員、川浦委員、桑原委員、佐伯委員、徳久委員

(2) 市職員

建設局土木技術担当局長、建設局建設企画部担当部長、建設局道路建設部長、建設局水と緑環境部長、建設局都市整備部長、都市計画局住宅室担当部長、ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおり。

・河川事業「H21-8 旧安祥寺川」

＜質疑応答無し＞

・河川事業「H21-9 新川」

＜質疑応答無し＞

・河川事業「H20-4 白川」

委 員： 平成20年度の再評価時点から平成23年度末までの進捗が0.2%と進展していないのはどういうことか。

建設局で行っている事業がいずれも大事だというのは非常によく分かるが、限られた予算の中で実施して行かなければならないのも事実であり、優先度がどこにあるのかというのが分かりにくい。河川事業の中で、どの事業の重点度が高く緊急性を要するのかという観点から、事業を進めて行かなければならず、緊急性の高い事業に予算を重点化していくことが、現在の京都市の財政状況では必要であると考えている。

そのような中で、白川は平成23年度の取組が「あり方についての検討」で、平成24年度以降の取組に関しても「あり方の検討を行う」ということは、事業実施の緊急性が低い、もしくは非常に限られた財源の中では、見送りや先送りせざるを得ないという事業に位置付けられているのか。

京都市： 京都市の河川事業の全体事業費は年間約10億円であるが、その中で旧安祥寺川はJRと協定を結び集中的に事業を実施している。旧安祥寺川は、毎年5～6億円の事業費が必要であり、今のところ旧安祥寺川に事業費を集中しているという状況である。その後、下水道事業と絡んでいたり、今も浸水被害が出ている河川を重点的に実施しようと考えている。

白川は、平成20年度に分水路が完成し、治水安全度は5年に1回の雨に耐えられる状況になったが、白川よりも治水安全度がまだ低い河川もあり、そちらの河川を重点的に取り組んでおり、旧安祥寺川を中心に予算を充当している状況である。

・河川事業「H20-5 西羽束師川支川改修工事」

＜質疑応答無し＞

・土地区画整理事業「H20-7 伏見西部第三地区」

＜質疑応答無し＞

・土地区画整理事業「H20-8 伏見西部第四地区」

委員： 事業採択年度が昭和62年度、完成予定年度が当初は平成8年度、変更で平成43年度と大幅に延びている。事業の早期完了を図るため、地権者や地域住民とともに事業計画を見直すとなっているが、完成予定年度が大幅に延びたのはなぜか。

京都市： 当初の完成予定年度は平成8年度、変更後は平成43年度であるが、一度に、平成8年度から平成43年度まで変更したわけではない。その間に何回か完成予定年度を延伸している。その最終の完成予定年度から、今回20年間延伸した結果、完成予定年度が平成43年度になったということである。

委員： 地権者との合意形成に時間を要していたことなどが重なって、完成予定年度が大幅に延びたのか。

京都市： 伏見西部第四地区は、国の補助金が入ったのが昭和62年で、ちょうどバブルの時期に事業を立ち上げた。土地区画整理事業は買収事業ではなく、地権者から土地を提供してもらう事業である。ちょうどバブルの時期と重なり、多くの保留地などによって減歩を取られるのは嫌だということで、事業着手したものの、なかなか合意形成が得られなかった。結果的に事業が動き出したのが平成8年ぐらいになってからであり、その前の一定期間は、バブルの影響で事業が進捗しなかったという状況である。

委員： 地権者との関係が上手く行かず、進捗率が止まってしまうことは、土地区画整理事業全般に対して言えることだと思う。これまで当初計画を変更することは多々あっても、当初計画をどの程度縮小できるのかということについては、あまり検討されていないように思う。

どうしても必要な事業で、その用地転換が上手く行かないとか、地権者との合意形成が上手く行かないという事業の停滞部分に対して、緊急度がそれ程高くないという場合は、事業を見直すことによって土地区画整理事業の完成度を上げるという方策もあると思う。とりわけ京都市は財政難で、当初計画を維持するのは非常に困難で合理的ではないと思うが、その点についてはどうか。

京都市： 京都市も今までの歴史の中で、多くの土地区画整理事業を完了してきている。戦前から戦後にかけて、土地区画整理事業を継続して行ってきたが、高度成長期は周辺部の土地利用に対して非常に需要が高く、その時はかなり精力的に財源も投入しながら事業を進めてきた。

昔の土地区画整理事業は、市街化が進む前の非常に農地が多い状況で土地区画整理事業を行っている。そのため、事業費も低く抑えられ、土地の入れ替えも容易に進み、短い期間で実施することができた。この伏見西部地区は、都市計画決定が昭和36年、まず名神高速道路の南インターから外環状線までを都市計画決定し、昭和46年に計画区域が拡大された。

事業を北側から順番に進めてきていると、南側は経年的に一定の開発が進んでおり、そこで事業を進めていくためには、非常に財源と労力がかかるものである。伏見西部第四地区は、地区の中に京都守口線が走っており、西側のエリアは住宅が多く密集している。このような地区については、従来の区画整理ではなく、柔軟な発想の基に柔軟に対応しようということに取り組んでいる。伏見西部第五地区についても、従来

の計画を柔軟に見直そうという発想の基に取り組んでいる状況である。

委員： この進捗率は、見直した後の進捗率ということか。

京都市： そうである。伏見西部第四地区の現在の全体事業費が280億円であり、進捗率は、前回は23.9%、今回は38.1%ということで進捗しているように見えるが、前回の総事業費が約370億円のため、事業費を約370億円として今回の進捗率を換算すると28.9%となる。

委員： 柔らかな発想で見直しをかけていくということは大事だと思う。特に、土地区画整理事業のような長い時間を必要とする事業については、バブルの時期に立案した計画をいつまでも守っているのではなく、状況に応じて変更するという柔軟な姿勢が大事だと思っている。先ほど説明があった道路の線形についても、直線であった道路を状況に応じて、通せるところを選んで通していこうという姿勢が、道路の線形に出ているのではないかと考えて見ている。

平成43年度完成予定ということだが、平成43年に京都市がどのような状況になっているか誰にも予測が付き、できるだけ早く、一定の見通しが付くような形で、柔軟に事業を進捗させていって欲しい。

京都市： 京都市の市施行で建設局が担当している地区数は、現在6地区となっている。そのうちの2地区が、平成25、26年ぐらいに事業が完成するという状況になっており、あと2つの地区についても、道路築造率が90%程度以上の地区である。最後の2つの地区、すなわちこの伏見西部第四地区と第五地区が、本市で施行している土地区画整理事業で、最も市街化が進んだところで取り組んでいる。これからは、柔軟な発想のもとに取り組んで行きたいと考えている。

委員： 伏見西部の各地区は、それぞれ隣接した地区か。

京都市： 上鳥羽南部地区の南側に位置しているのが伏見西部地区で、北から順に第一地区から第五地区まであり、それぞれ隣接している。第一、第二地区については、事業が既に完了している。

・土地区画整理事業「H22-8 伏見西部第五地区」

委員： 調書の事業進捗欄に「工事」「用地」「その他」とあるが、「その他」にはどういうものが含まれるのか。

京都市： 「その他」には、宅地整地、ガスや水道を入れる場合の負担金、調査設計費などが含まれている。

委員： 調書に「完成予定年度」が「平成27年度（事業認可最終年度）」とあるが、平成27年度で事業認可としては最終という意味か。

京都市： 平成27年度に施行期間が切れるが、「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げている土地区画整理事業の見直しに基づき、今後20年以内に事業が完了するよう見直しを進めており、完成予定年度は平成27年度からさらに延伸する予定である。

・街路事業「H22-2 山陰街道」

＜質疑応答無し＞

・道路事業「H22-4 小川通」

＜質疑応答無し＞

・道路事業「H21-5 一般国道162号（川東拡幅）」

委員： 今後4年間見送りの4年の根拠は何か。

京都市： 平成23年3月に、新しい京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」を策定し、その後、平成24年度から平成27年度までの4年間の実施計画を策定しており、その実施計画の中で道路整備事業の見直しを掲げている。

委員： 4年間経てば経済が好転するだろうとか、4年間は当然無理だろうとかいう根拠はないのか。

京都市： 実施計画を京都市として取りまとめた時に、期間は4年間としており、その根拠については、いま適切に答えることができない。

委員： 「はばたけ未来へ！京プラン」の実施計画を見ていると、「道路整備事業の見直し」のところで、「橋りょうの耐震補強の迅速化や老朽化対策などの維持補修の重点的な実施のため、新規路線工事着手の見送りや事業中路線の一時休止を含めた事業スケジュールの抜本的な見直し」と書かれている。

「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の資料が配られているが、これは国の道路局の政策の一環として、老朽化した橋りょうの補修計画を策定しなさいということと動いている。平成25年度中に計画を出さないと、将来、橋りょうの補修をしても、なかなか国から補助金が出ない。京都市でも橋りょうの点検を行って、点検結果に基づいた補修計画を策定し、国に提出している。

関西の都市は、橋りょうができた時期が古いので、老朽化が相当進展している。「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」の最後に、点検結果で補修が必要な橋りょうが書かれているが、特に老朽化修繕を急ぐ必要がある橋りょうが非常に多くリストアップされており、早急に補修をしなければならず、あわせて耐震化の必要性もあり、国へ計画を出すのに、膨大な補修事業が出てきたということが一つある。

その計画の中で、向こう何年間にまたがって、どのように予算を執行していけばいいかという計画を京都市も策定して出されたと思う。その補修の費用が相当掛かるといことで、道路事業の中で優先順位を決め、補修の方を急ぎ、新設改良の道路事業の優先順位を遅らせたと理解している。

委員： 今回の実施計画は基本計画の前半部分に位置付けられているが、基本計画自体が始まっているのは平成23年度からである。5年間の計画が前半になるが、平成23年度を1年目とカウントすると、実施計画が平成24年度から始まっているので、前半部分は1年減らして4年という設定をしていると思う。

委員： 橋りょうは5年計画で出しているはずである。

委員： 実施計画と橋りょうの計画が1年ずれているので、京都市の計画として4年間ということになっていると思う。

・道路事業「H21-6 一般国道477号（大布施拡幅）」

委員： 4年間見送ることで、道路に支障は出ないのか。

京都市： 基本的に4年間は事業を見送るが、部分的に崖崩れの起きやすい場所は、随時点検を行いながら、時期の判断を見誤ることなく対応していきたいと考えている。

・下水道事業「H20-11 鳥羽処理区下水高度処理施設整備事業」

・下水道事業「H20-12 吉祥院処理区下水高度処理施設整備事業」

・下水道事業「H20-13 伏見処理区下水高度処理施設整備事業」

・下水道事業「H20-14 山科処理区下水高度処理施設整備事業」

<質疑応答無し>

- ・下水道事業「H20-15 新川排水区浸水対策事業」
- ・下水道事業「H20-16 西羽束師川第二排水区浸水対策事業」
- ・下水道事業「H20-18 伏見大手筋地域合流式下水道改善対策事業」

＜質疑応答無し＞

・住宅地区改良事業「H20-20 崇仁北部第四地区」

委員： 完成予定年度が当初は平成3年度であったが、変更されて平成23年度になり、再度、事業計画の変更により平成28年度となっている。平成28年度までにこの事業が終わる見込みはどうか。

京都市： 崇仁北部第四地区は、河原町通より東側は土地区画整理事業の第二地区として実施予定であるが、これから事業計画の認可を取っていく状況である。通常、土地区画整理事業は、短期間で終わるものではないが、改良事業については、崇仁地区将来ビジョン検討委員会の報告に基づき、今後10年を目途に収束・終結を目指している。実際の完成は平成32年度ぐらいになると考えている。

委員： 平成28年度までの具体的な目標は定めているのか。

京都市： 今回、国に事業計画変更の認可を取ったが、通常、このような整備事業については、3年から5年の延長期間となるよう指導されている。今回も事業計画の期間については、5年間で一度切っている。

目標については、土地区画整理事業の第一地区について、平成23年度末に国の認可を取り、合併施行を導入したので、今後5年間で河原町通より西側の事業を極力完了したいと考えている。

東側については、借家人も含めた東側の地権者等が入居するための改良住宅が、平成27年度に完成する予定であり、その後買収あるいは土地区画整理事業による換地が進んでいく予定である。土地区画整理事業が進み出してから約5、6年後ということで、平成32年を最終目標と考えている。

委員： 「買収」と「除却」はどう違うのか。

京都市： 住宅地区改良事業では、土地と建物を買収する。建物については、京都市が買い取りし、その後、京都市で解体・除却するということである。

